

仮 契 約 書(案)

(仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業について、読谷村と【事業者名を記入】は、次のとおり仮契約を締結する。

- 1 事業名、事業の場所、事業期間、事業内容等の募集要項及び提案書類で定められた条件は、本契約において変更することができない。
- 2 契約代金額は、提案書類において提案された金額によらなければならない。
- 3 本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第10号)第2条の規定により、議会の議決を得た場合に締結する。
- 4 議会の議決を得たときは、当事者は遅滞なく本契約を締結し、これを拒むことはできない。

この仮契約を証するため、本書2通を作成し、読谷村と【事業者名を記入】とが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月●日

読谷村
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地
読谷村長 石嶺 傳實

事業者
所在地
名称
代表者氏名